

## 江東区男女共同参画苦情調整の申出

## みなさんはどう感じ、どう考えますか？

江東区では、江東区男女共同参画条例（平成16年4月1日施行）の制定により、平成16年10月より、男女共同参画に関連する施策への苦情を受け付けています。受付当初から平成17年10月1日現在まで、申出が1件ありました。

## 申出の概要

江東区立A中学校の女子の標準服はスカートである。申出者とその子どもは、機動性、防寒、防犯の観点でスカートよりもスラックスの着用を希望し、校長に女子の標準服にスラックスも加えるよう要望したが、採用されなかった。この状況を改善してもらいたい。

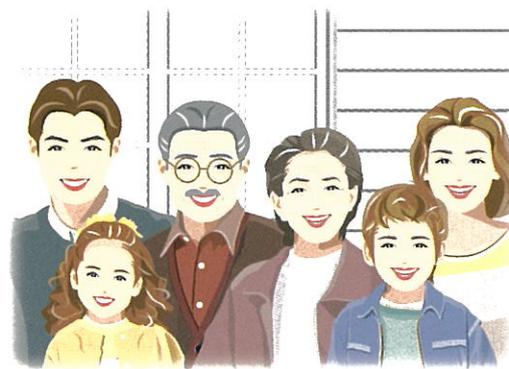
## 調整結果の内容

苦情調整委員は、まずこれが男女差別にあたるかどうか検討しました。調査の結果、今回のケースは、A中学校でスラックスを標準服としては加えないものの申出者の子どもについてその着用を認めており、着用の余地があること、また標準服の決定は校長の裁量権によるものであるが、その範囲を逸脱した決定内容ではないことから、差別とは言えない、と判断しました。

しかしながら、女性や女兒がジー

パンやパンツファッションを日常において着用し、本件のようにスラックス着用を希望する女子生徒も出てきている現状から、女子の標準服にスラックスも加えていくことを検討する時期に来ている、との見解を示しました。

また、次の意見も添えられました。標準服の選定は校長の裁量権に委ねられているが、生徒や保護者の要望を取り入れる事が望まれる。現在はスカートよりもスラックスを好む女性も多く、学校生活においても、スラックス着用を望む生徒があるのは、特別な事情ではない。スラックス着用で学校生活がより伸びやかに送る事ができると考える女子生徒には、それを選択できることが望ましい。スラックスが標準服として決められていないため申出者も少なく、『スラックスを希望します』とは言いにくいこともあるので、標準服の選定には、こうした生徒や保護者の希望も



考慮する必要がある。

結果として苦情調整委員は、苦情調整を要しないと結論を出しましたが、人権推進課に対し、広く区民に問題を提起するよう助言がありました。

私たちはどこかで、中高生の女子の標準服や制服は「スカート」が当たり前と思いついてはいませんか。あなたや周囲の女性が、寒い時期にスラックスをはいていたとしても。

## 江東区男女共同参画条例に基づく苦情の申出について

## ◆苦情の申出ができる方

江東区に住んでいらっしゃるか、勤めているか、事業活動を行っている、あるいは在学している方

## ◆苦情の範囲

- ・区が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策による人権侵害
- ・区の施策で男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策による人権侵害

## ◆申出の方法

区役所総務部人権推進課へ「申出書」を提出してください。用紙はお電話をいただければ郵送いたします。

## ◆苦情調整委員

第三者で学識経験者である男女共同参画苦情調整委員が、調査し、関係部署に対し是正を要請あるいは改善の意見表

明などをします。

◎人権推進課 男女共同参画担当 区役所4階2番窓口  
電話 3647-1163

## \*性差別などで悩んでいたら…

男女共同参画推進センターの「男女共同参画相談」をご利用ください。弁護士が相談をお受けします。男性や事業主の方もどうぞ。実施日時及び相談員

第1水曜日 午後1時～4時 女性弁護士

第3火曜日 午後1時～4時 男性弁護士

## 【相談の予約】

事前の予約が必要です。相談時間は1回1時間です。

## 【予約先】

男女共同参画推進センター 電話 5683-0341